

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

| | | | |
|-----------------|---|-------------------|-----------|
| 処分の内容 | 病院等の専属薬剤師の設置免除の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 医療法第18条ただし書き | | |
| 審査基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当) | | |
| | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当) | | |
| | 【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) ・審査基準 1、理由 (1)特に薬剤師を設置することが困難な場合であること。 2、診療科目 (1)病院等の診療科目は、耳鼻咽喉科、眼科又は整形外科等単科であること。 ・施行規則第7条：許可の申請記載事項 | | |
| 審査基準 設定年月日 | 平成27年2月1日 | 審査基準 最終変更年月日 | 平成27年2月1日 |
| 標準処理期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(5～7日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当) | | |
| 標準処理期間 設定年月日 | 平成27年2月1日 | 標準処理期間 最終変更年月日 | 平成27年2月1日 |
| 所管部署 | 健康部 生活衛生課 | | |
| 備考 | | | |

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。